限度政令第2条第1項に規定する都道府県算定総額から同条第1項第5号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第2条第2項に規定する指定都市算定総額から同条第2項第5号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の小中学校等における限度政令第1条第5号、第7号、第9号、第13号、第15号及び第17号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

α　「小学校費」にあつては0.158、「中学校費」にあつては0.159

2　「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［A×｛（C－1）×0.101＋D｝＋｛（B×1.16）×D｝］／（A＋B）

（C－1）×0.101に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A×｛（C－1）×0.101＋D｝、（B×1.16）又は｛（B×1.16）×D｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　当該年度の5月1日現在における当該都道府県又は当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第1項及び第3項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第1条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第10条の規定により算定した教職員定数の標準となる数として総務大臣が調査した数

B　測定単位の数値からAに掲げる数を控除した数

C　前年度の5月1日現在において、当該都道府県又は当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第2条第1項に規定する都道府県算定総額を当該都道府県又は当該都道府県の区域内の市（指定都市を除く。）町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第1条第11号に掲げる数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）を前年度の5月1日現在において、全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第2条第1項に規定する都道府県算定総額から同条第1項第5号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額と限度政令第2条第2項に規定する指定都市算定総額から同条第2項第5号に規定する給料の調整額等のうち地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額との合算額を全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第1条第11号及び第19号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨

の併設型中学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下この項において「全国の小中学校等」という。）について限度政令第2条に規定する算定総額から同条第1項第5号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額を全国の小中学校等における限度政令第1条第5号、第7号及び第9号に掲げる数の合算数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

α　「小学校費」にあつては0.160、「中学校費」にあつては0.160

2　「特別支援学校費」のうち教職員数を測定単位とするものに係る経常態容補正係数は、次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

［A×｛（C－1）×0.102＋D｝＋｛（B×1.19）×D｝］／（A＋B）

（C－1）×0.102に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、A×｛（C－1）×0.102＋D｝、（B×1.19）又は｛（B×1.19）×D｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　当該年度の5月1日現在における当該都道府県又は当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部について、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第1項及び第3項並びに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令第1条に規定する学級編制の標準により編制した場合における学級数を基礎として同法第10条の規定により算定した教職員定数の標準となる数として総務大臣が調査した数

B　測定単位の数値からAに掲げる数を控除した数

C　前年度の5月1日現在において、当該都道府県又は当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第2条に規定する算定総額を当該都道府県又は当該都道府県の区域内の市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第1条第11号に掲げる数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）を前年度の5月1日現在において、全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部について限度政令第2条に規定する算定総額から同条第1項第5号に規定する地域手当及び寒冷地手当として算定した額の総額を除いて得た額を全国の公立の特別支援学校の小学部及び中学部における限度政令第1条第11号に掲げる数で除して得た額を12で除して得た額（円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入する。）で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）